

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 143:コミュニティ隔離措置延長・変更、及びインドなど 10 か国からの渡航制限延長(8 月 13 日発表))

【ポイント】

- 8月13日、フィリピン政府は、8月1日に発表したコミュニティ隔離措置の延長・変更内容の一部を再度変更することを発表しました。
- また、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦、インドネシア、マレーシア、タイの各国からの渡航者に課されている渡航制限を8月31日まで延長することも発表しました。

【本文】

1 コミュニティ隔離措置について、8月1日及び6日の領事メールで、フィリピン政府が同日に発表した延長・変更内容をお知らせしましたが、その後、フィリピン政府は8月13日、その内容の一部について、以下のとおり再度変更することを発表しました。

なお、マニラ首都圏(NCR)は、引き続き8月20日まで「強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ)」が課されます。

(1) 8月16日から8月31日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR)：イフガオ州、カリंगा州、アブラ州、ベンゲット州、マウンテン州
- ・地域1(イロコス地方)：ラ・ウニオン州、パンガシナン州、ダグパン市
- ・地域2(カガヤンバレー地域)：バタネス州
- ・地域3(中部ルソン地域)：アウロラ州、ヌエヴァ・エジハ州、パンパンガ州、サンバレス州、アンヘレス市、オロンガポ市
- ・地域4B(ミマロパ地域)：マリンドゥク州、オクシデンタル・ミンドロ州(*), オリエンタル・ミンドロ州、ロンブロン州、パラワン州(*)
- ・地域5(ビコル地域)：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ソルソゴン州
- ・地域7(中部ビサヤ地域)：ボホール州、シキホール州
- ・地域8(東ビサヤ地域)：ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州(*), オルモック市
- ・地域10(北ミンダナオ地域)：ズキドノン州(*), カミギン州(*), イリガン市、北ラナオ州(*), 西ミサミス州(*)
- ・バンサモロ自治地域(BARMM)：バシラン州、マギンダナオ州(*), スールー州、タウイタウイ州

(*) 地方自治政府及び地域 IATF/RTF による特別な注意が必要な地域

(2) 8月16日から8月31日まで「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR)：バギオ市
- ・地域2(カガヤンバレー地域)：サンティアゴ市、キリノ州、イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州
- ・地域3(中部ルソン地域)：タルラック州(8月13日から)
- ・地域4B(ミマロパ地域)：プエルト・プリンセサ市
- ・地域6(西ビサヤ地域)：ギマラス州、西ネグロス州
- ・地域9(サンボアンガ半島地域)：サンボアンガ・シブガイ州、サンボアンガ市、北サンボアンガ州

- ・地域 11（ダバオ地方）：東ダバオ州、南ダバオ州
- ・地域 12（ソクサージェン地域）：ジェネラル・サントス市、スルタン・クドラット州、サランガニ州、コタバト州、南コタバト州
- ・地域 13（カラガ地方）：北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、ディナガット諸島
- ・バンサモロ自治地域（BARMM）：コタバト市

（3）8月16日から8月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：アパヤオ州
- ・地域 1（イロコス地方）：北イロコス州
- ・地域 3（中部ルソン地域）：ブラカン州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：カビテ州、ルセナ市、リサール州
- ・地域 6（西ビサヤ地域）：アクラン州
- ・地域 6（西ビサヤ地域）：イロイロ州、イロイロ市
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：ラプラプ市、マンダウエ市、セブ市

（4）8月15日まで「強化されたコミュニティ隔離措置（ECQ）」を課し、その後、8月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・地域 4A（カラバルソン地域）：ラグナ州
- ・地域 6（西ビサヤ地域）：イロイロ市
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：カガヤン・デ・オロ市

（5）引き続き、マニラ首都圏は8月20日まで、バターン州（地域3（中部ルソン地域））は8月22日まで「強化されたコミュニティ隔離措置（ECQ）」を課す地域に指定される。

（6）8月16日から8月31日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域 1（イロコス地方）：南イロコス州
- ・地域 2（カガヤンバレー地域）：カガヤン州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：ケソン州、バタンガス州
- ・地域 5（ビコル地域）：ナガ市
- ・地域 6 地域 6（西ビサヤ地域）：アンティーケ州、バコロド市、カピズ州
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：東ネグロス州、セブ州
- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：南サンボアンガ州
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：東ミサミス州
- ・地域 11（ダバオ地方）：ダバオ市、北ダバオ州、西ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州
- ・地域 13（カラガ地方）：ブトゥアン市

2 また、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーン、タイ、マレーシア、インドネシアからの渡航禁止、及びフィリピン到着前の14日間以内に右7か国への渡航歴のある者の入国禁止を8月31日まで延長することも発表しました。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）
 - ・ IATF 決議第 133-A 号（コミュニティ隔離措置延長・変更等）
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210812-IATF-133-A-RRD.pdf>
 - ・ IATF 決議第 133 号（インドなど 10 か国からの入国禁止措置の延長等）
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210812-IATF-133-RRD.pdf>
- 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）
 - ・ ラグナ州、イロイロ市、カガヤン・デ・オロ市が MECQ
https://pcoo.gov.ph/news_releases/laguna-iloilo-city-and-cagayan-de-oro-city-de-escalated-to-mecq/
 - ・ 10 か国への渡航制限は 8 月 31 日まで延長
https://pcoo.gov.ph/news_releases/travel-restrictions-to-10-countries-extended-until-august-31/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館
住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila
電話：（市外局番 02）8551-5710
（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786
FAX：（市外局番 02）8551-5785
ホームページ： http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在セブ日本国総領事館
住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City
電話：（市外局番 032）231-7321
FAX：（市外局番 032）231-6843
ホームページ： https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在ダバオ日本国総領事館
住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000
電話：（市外局番 082）221-3100
FAX：（市外局番 082）221-2176
ホームページ： https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html